

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成30年4月9日

自動車交通局貨物課長 殿

照会者名 税理士 齋藤 義典

住 所 神戸市中央区御幸通6-1-15 御幸ビル502号

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法 第3条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

- (1) 照会者（以下「A社」という。）は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けて、油圧ショベルなどの建設機械等のレンタルを生業としているBレンタル会社（以下「B社」という。）の需要に応じて、有償で、事業用貨物自動車を使用して、B社が所有する建設機械等を工事現場等に運送する事業を営んでいる。
- (2) A社は、自社でトラックの運転業務に従事しているC（以下「C」という。）を、一般貨物自動車運送事業の許可を受けていないB社に在籍出向させ、B社の指揮命令に基づいて、同社が所有する自家用貨物自動車を使用して、建設機械等を工事現場等に運送する業務に従事させる目的で、B社と出向契約を締結することを検討している。
- (3) ところで、B社は、レンタル取引約款として、次の条項が記載された「レンタル基本契約条項」をホームページに掲載している。

第1条 レンタルの契約

- (1) レンタルの契約は借主（以下「甲」という）がレンタル物件（以下「本物件」という）を申込み、B社（以下「丙」という）がそれを承諾することにより成立するものとします。

第2条 レンタル期間、レンタル料

- (1) 丙が甲に対して本物件を引渡しした日から返納日までをレンタル期間とし、丙の発行する納品書又は商品納品書及び、受領書又は商品受領書によって期間計算します。
- (2) レンタル料は、取り決め単価、日額単価、月額単価、月額超単価、年間契約月額単価のいずれかとし、甲の本物件のレンタル期間に応じ丙はそのレンタル料を計算します。

第4条 本物件の検収、引渡

- (1) 丙は甲に対し、本物件を丙の工場・置き場又は甲の指定場所に持ち込んで、次の手順で本物件の検収、引渡を行うものとします。
- (6) 搬入費用については、丙の保管場所より目的地までの費用を甲が負担するものとします。

第12条 本物件の返納

- (1) 甲は丙に対して、レンタル期間満了日に本物件を丙の指定する場所に返納します。その返納費用は甲の負担とします。
- (4) 前記契約条項によると、①レンタル料については、レンタル物件を引渡しした日から返納日までのレンタル期間に応じて計算する、②保管場所以外でレンタル物件の引渡しを行う場合は、保管場所から目的地までの運送費用を借主が負担する、③目的地でレンタル物件の返納を受ける場合は、返納場所から保管場所までの運送費用を借主が負担すると規定されている。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

- (1) 上記2(2)の事実については、照会法令の適用対象になる。
- (2) 貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。ただし、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととされている。

ところで、B社は建設機械等をレンタルすること生業としているところ、建設機械等は工事現場等で使用されることになるから、必然的に、建設機械等の保管場所から工事現場等まで、同建設機械等を運送する行為が発生する。このことから、当該運送行為は自己の生業であるレンタル業務と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合に該当するようにも思える。

しかしながら、B社の主要業務であるレンタル業務は、B社が賃借人に対して、レンタル物件を引き渡したときに開始し、B社が賃借人から、レンタル物件の返納を受けたときに終了するところ、保管場所以外でレンタル物件の引渡しを行う場合に発生

する、保管場所から工事現場等までの運送行為は、レンタル物件を引き渡したとき、すなわち、レンタル業務開始時には既に終了している。また、保管場所以外でレンタル物件の返納を受ける場合に発生する、工事現場等から保管場所までの運送行為は、レンタル物件の返納を受けたとき、すなわち、レンタル業務終了のときから開始する。

したがって、これらの運送行為は、レンタル業務開始前に終了し、あるいは、レンタル業務終了後に開始するのであるから、レンタル業務とは独立した行為といえ、主要業務であるレンタル業務の過程に包摂しているものと認めることは困難である。さらに、レンタル料金は、運送行為とは区別して、レンタル物件を賃借人に引渡した日から返納を受けた日までのレンタル期間に応じて計算していることから、当該運送行為が主要業務であるレンタル業務の過程に包摂しているものとは認められない。

よって、上記2（2）の事実は、B社について、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する」ことに該当し、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要であり、許可等を取得せず貨物自動車運送事業を営んだ場合には、貨物自動車運送事業法第3条違反するものと思慮する。そして、A社が労働者Cを、B社が建設機械等を工事現場等に運送する業務に従事させる目的で、一般貨物自動車運送事業の許可を受けていないB社と出向契約を締結し、B社に在籍出向させるA社の行為は、B社による無許可の一般貨物自動車運送事業を幫助することになるものと思われる。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しない

5. 連絡先

齋藤義典税理士事務所 所長 齋藤 義典

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番15号御幸ビル502号

T E L 078-265-1145

F A X 078-265-1146